

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業者相続認可申請
概要	すでに許可を受けている仲卸業者を相続し事業継承する際に、相続人に対し仲卸業務許可と同程度の基準において認可するものです。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第21条（昭和46年条例第40号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 中央卸売市場業務条例施行規則第21条（昭和47年規則第7号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第15条の6（昭和47年規則第8号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 仲卸業務の許可等に関する取扱要領（中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	<p>◎ 申請者が中央卸売市場業務条例第17条 第4項各号のいずれかに該当するときは許可を受けることができません。</p> <p>○ 本場及び東部市場において、上記第4号の「知識、経験及び資力信用を有する」とは、次の要件をすべて満たしていることをいいます。 （個人の場合）  (1) 成年者で関係業務の経験を5年以上有すること  (2) 知識、経験の有無の認定のため、本市の行う筆記試験及び面接試験に合格すること。ただし、すでに仲卸業務の許可を受けている者が、事業の譲受け、合併又は分割後存続する場合はこの限りでない。  (3) 仲卸業務の資金として200万円以上有すること。ただし、相続に係る場合にあってはこの限りでない。  (4) 仲卸業務の許可又は仲卸業者の事業の譲受け、合併若しくは分割の認可を受けようとする市場において、通常の取引単位で継続して売買取引に参加できる経営規模を有すること  (5) 売買代金の支払いについて、卸売業者と施行規則第77条第1項に規定する支払担保又は保証に関し十分な内容をもった支払猶予の特約ができること  (6) 市場関係者に対し、著しく遅延した支払債務のないこと</p> <p>○ 南港市場において、「知識、経験及び資力信用を有する」とは、次の要件をすべて満たしていることをいいます。  (1) 仲卸業務を執行する本人及び従業員の中に、その法人のために常時売買に参加できる者が2名以上いること  (2) 仲卸業務を執行する本人及び従業員の中に、食肉関係業務の経験を5年以上有するものが2名以上いること  (3) 本人が、卸売市場法、大阪市中央卸売市場業務条例等関係法令を理解していること  (4) 業務資金として200万円以上を有すること  (5) 本市又は市場関係事業者に対し著しく遅延した支払債務のないこと  (6) 仲卸業務の許可を受けようとする市場において、通常の取引単位で継続して取引ができること</p>
標準処理期間	2週間～1ヶ月
経由日数	なし
提出先	本場・東部市場・南港市場
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要な書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html</a>
備考	—